

令和7年度 奨学生募集

あなたの夢を応援します

経済的事情により大学等へ修学することが
困難な学生に学費の貸与を行います。

連帯保証人
条件
大幅緩和!

振込手数料
無料!

※振込手数料は
育英会が負担します

無利子

受 付

令和7年4月1日～4月末日

対 象 校

県内外(国外)の大学・短大・
大学院及び専門学校(2年以上)

奨 学 貸 与 金

県内:3・4・5万円/月
県外:5・6・7万円/月

返 済

卒業して1年後から
貸与月額半額を返済

募 集 方 法

ホームページから
ダウンロード



公益財団法人 沖縄市育英会

沖縄市仲宗根町26番1号(沖縄市役所地下1階)

(098) 938-5520

沖縄市育英会

検索

令和7年度 募集要項

募 集 人 員

20～30数名(選考あり)

資 格

- (1) 学校教育法に定める大学(大学院、短期大学)、国立沖縄工業高等専門学校(4年次・5年次)、沖縄職業能力開発大学校、沖縄県立農業大学校及び専門学校(2年以上に在学している者。また、国外大学への留学も認めます。
- (2) 入学後、経済的事情により学業の継続が困難な者。
- (3) 貸与生若しくは保護者の市町村税(市町村民税及び固定資産税)が、原則として30万円未満の者。^{※1)}
- (4) 他の団体より育英資金の貸与を受けていない者。^{※2)}

奨学資金、貸与期間等

- (1) 貸与額(月額)
 - ① 県内大学等: 3万円・4万円・5万円より選択
 - ② 県外大学等: 5万円・6万円・7万円より選択(国外留学も同じ)
- (2) 貸与期間
学校教育法に定める大、院及び短期大学等の修学年限又は貸与に指定されてから卒業までの年限とします。
- (3) 貸与金の償還
 - ① 貸与生は卒業後1年経過後に、貸与月額額の2分1の額を貸与総に達するまで毎月償還します。ただし、利子は付きません。さらに令和7年度より振込手数料は育英会負担となります。
 - ② 償還金は直ちに育英会の運営資金となり、その後貸与生大切な金として活用されます。

申 請 書 類

毎年4月1日～4月末日までに、育英会に次の書類を提出してください。

	申請書類	入手先	備考
1	学資貸与申込書(様式1)	本会ホームページ ^{※4)}	・貸与生本人自筆
2	市町村民税納税証明書 固定資産税納税証明書	所定の市町村役所	・生計を主とする保護者
3	住民票抄本		・貸与生本人のもの
4	推薦書(様式2)	本会ホームページ ^{※4)}	・新大学1年生は出身高校 ・2年生以上は在学より
その他	貸与が決定されると、連帯保証人(1名)の市町村民税及び固定資産税の納税証明書が必要(5月中旬ごろ)	所定の市町村役所・場	・県内在住で、20歳以上60歳以下の者 ・市町村税(固定資産税及び市町村民税)15万円以上の納税者

※1) 多子世帯など、例外が認められる場合もあります。まずは事務局にご相談ください。

※2) 「給付型」奨学金との併用は認められます。

※3) 書類は育英会の事務所でももらえます。

育 英 会 の 沿 革

本育英会は、昭和50年7月に沖縄市育英会(任意団体)として発足したのが始まりです。しかし当時資金に事欠いたため、その解決策として資金の集めやすい法人設立を決意し、昭和57年11月20日に財団法人沖縄市育英会として法人資格を取得しました。その後、沖縄県教育委員会による試験研究法人及び特定公益増進法人の資格を得、税制上の減免が認められるようになりました。このことにより、市民や事業者等から多くの寄附金が寄せられ、育英事業も順調に運営することが出来ました。更に、平成24年4月1日には、国の法人法等の改正による公益財団法人への移行が認められ、市民や事業者等には、これまでより税制上の優遇措置が受けられるようになり、その結果、寄附金も積極的にお願いすることが出来ました。お陰様で現在も、家庭的に事情の有る学生等へ学資の貸与を行いながら、人材育成を目的に日々努力しています。

学資を貸与した学生は、発足時から令和5年3月までに、延べ1,651名を数えています。